

第 3 5 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 5 4 の項中「又は第 1 2 項ただし書」を「、第 1 2 項ただし書又は第 1 3 項ただし書」に改め、同表 5 7 の項、5 8 の項、6 5 の項、6 8 の項、7 4 の項、8 1 の項及び 9 1 の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

付 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。